

軽度者に対する福祉用具貸与の対象外種目の運用について

令和7年9月1日

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された者（以下「軽度者」という。）に係る福祉用具貸与費についてはその状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具（以下「対象外種目」）は原則として算定することができません。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要支援1・要支援2及び要介護1、要介護2及び要介護3と認定された者に対しても原則的に算定できません。

したがって利用者の身体状況等から対象外種目の貸与が必要な者への例外給付は、あくまで例外的措置であるという原則をもとに、適切な手順により利用者の状態および当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

対象外種目
・車いす及び車いす付属品
・特殊寝台及び特殊寝台付属品
・床ずれ防止用具及び体位変換器
・認知症老人徘徊感知機器
・移動用リフト（つり具部分を除く。）
・自動排泄処理装置（要介護3以下は原則貸与不可）

軽度者に該当する者に対しても、利用者の状態像から上記対象外種目の貸与が必要と判断できる場合には、福祉用具貸与費の算定が可能となります。福祉用具貸与費の算定が可能となる利用者の状態像については、以下の表を参照してください。

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に歩行が困難な者	基本調査1－7 「3. できない」
	② 日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	※(注)参照
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に起き上がりが困難な 者	基本調査1－4 「3. できない」
	② 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1－3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及 び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1－3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感 知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意思の伝達、介護者への反 応、記憶・理解のいずれかに支障 がある者	基本調査3－1 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又 は基本調査3－2～基本調査3－7のいずれか 「できない」 又は基本調査3－8～基本調査4－15のいずれ か「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状 がある旨が記載されている場合も含む。
	② 移動において全介助を必要と しない者	基本調査2－2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つ り具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に立ち上がりが困難な 者	基本調査1－8 「3. できない」
	② 移乗が一部介助又は全介助を 必要とする者	基本調査2－1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	③ 生活環境において段差の解消 が必要と認められる者	※(注)参照
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者	基本調査2－6 「4. 全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2－1 「4. 全介助」

軽度者が表の「厚生労働大臣が定める者」に当てはまるか、訪問調査結果を市から取得して確認する。
結果が該当すれば、算定可能となる。(市へ確認依頼は不要)

※(注)アの②及びオの③については、該当する認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及
び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケア
マネジャー又は地域包括支援センター担当職員(以下「ケアマネジャー等」という。)が判断します。例えば
車いすの貸与について「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とケアマネジャ
ー等が判断した場合は、市町村への確認依頼を行う必要はありません。

1. 軽度者に対する福祉用具貸与を申請する場合

上記の表に該当しない場合、次の 3 つの要件を満たす事で、例外的に福祉用具貸与費の算定が可能となります。

- ① ケアマネジャー等が医師の医学的な所見に基づき次の i) から iii) までのいずれに該当すると判断していること。なお、医師の医学的な所見については、主治医意見書又は医師の診断書による確認のほか、介護支援専門員等が聴取した医師の医学的所見をケアプラン(介護予防含む)に記載する方法をとっても差し支えありません。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表の状態像に該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表の状態像に該当すると判断できる者

- ② ケアマネジャー等がサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断していること。

- ③ 上記①②について、市町村に「軽度者に係る福祉用具貸与に係る確認依頼書」を提出すること。

〈確認依頼書添付書類〉

- ・ 居宅サービス計画書又は介護予防サービス・支援計画書など
- ・ サービス担当者会議の要点、介護予防支援経過記録など、サービス担当者会議において福祉用具貸与の対象外種目が必要と判断された内容を確認ができる書面
- ・ 移動用リフトについては、カタログの写し

〈提出期限〉

・福祉用具貸与を開始する月の末日まで

〈確認依頼書の再提出について〉

・対象外種目の貸与を受けている場合、以下のいずれかの変更があった場合には、再度市町村による確認を受けてください。

①貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき。ただし、同一品目における変更等軽微なものについては再提出不要。

（例）特殊寝台付属品の柵を1本追加など

②当該被保険者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。